

建設経済の最新情報ファイル
RICE monthly
RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

研究所だより

No. 61

94 2

CONTENTS

I. 93、94年西欧の建設投資見通し 1
II. ニューヨーク事務所から 21
—下請ボンドの落とし穴（その2）—	



財団 法人 建設経済研究所

〒106 東京都港区麻布台二丁目4番5号 メニック39森ビル

TEL 03-3433-5011

FAX 03-3433-5239

I. 93、94年西欧の建設投資見通し

先月は、昨年12月に開催されたユーロコンストラクト会議より国際マクロ経済動向を紹介したが、今月は各国別の建設投資の見通しを紹介する。

1991～92年ではユーロコンストラクト加盟諸国の中で、GDPと建設投資額の成長率には対照的である。GDPは伸率こそ減少しているが伸びているが、反対に建設投資額は若干減少傾向にある。

1993年の経済成長率は約1%ダウンした。コペンハーゲンで実施された会議で建設投資の減少が予測され、さらに状況は悪化した。1993年夏の時点で実質建設投資額の減少は2%と予測されたが、年末までに3%の減少がほとんど現実的な数字として予測されるに至った。建設投資の経済全体の成長に対する寄与度はあまり高くはない。過去数年に大規模な建設投資が実施されているにもかかわらず、長期的には建設投資のGDPに対する寄与度は減少しつつあることは明らかである。

1994年の西欧の経済の回復は、建設部門からの貢献は期待できない。主要な国々でさえも（ドイツ、イギリス、スペイン）建設投資への見通しを下方修正している。ユーロコンストラクト加盟国の中で最も良好な国でさえも、1994年は建設投資額の減少を予測している。

◎各国別建設投資額

主要な諸国

ドイツ

1991～1992年にかけてはヨーロッパの主要な諸国の中で、建設投資額はトップレベルであった。東西ドイツの統合で建設投資、経済全般に活気づいた。1993になり景気後退の影響で、建設投資額も減少しました。建設投資は1993年の春に達したレベルをかろうじて越えたに過ぎない。経済成長率が2%という非常に厳しい見通しの中で、建設投資の増率は0.5%というのが予測の限界であろう。

1994年の部門別建設投資額は1993年に比べると、異なる様相を呈するであ

ろう。住宅建設は大幅な伸びを見せるが、商業ビルへの投資や公共投資の減少により非住宅部門の建設は落ち込むであろう。西ドイツ全体の建設投資は1～2%の増加の予測である。

東ドイツでは、1993年は92年に比べ建設部門は経済の発展に関し、先行的な指標となった。建設投資額は急激に増加した。実質成長率の予測は春の時点の36%を下回り、20%にとどまるであろう。

1994年は新連合政府での建設投資は、国家基金、西側諸国からの工業投資、東側の企業の民営化等の影響により大幅に増加するであろう。東ドイツの建設投資成長率は、減少するであろう。西ドイツと同様に主要な部門は住宅建設部門のみで、非住宅部門は影響力を失うであろう。

フランス

夏の予測では1993年は下降ぎみであった。B I P E の予測では、1993年の建設投資の減少は2%から4%に下方修正した。1994年の予測に関しても、見通しは明るくない。民間非住宅建設への需要が冷え込んだ(-20%)影響が主な理由で、全体としては-1%の予測である。住宅建設は1991年より減少しているが、ここにきて落ち込みに歯止めがかかっている。維持修繕が唯一はっきりした伸びが期待できる部門である。

イギリス

イギリスについても同様、1993年は減少に転じた。1994年の予測は、ここ3年で初めての微増である。その理由としては、新規住宅、民間非住宅建設に起因する。新規住宅建設の上昇傾向は1992年より始まり、やや陰りがでてきてている。民間非住宅建設の落ち込みは非常に厳しく、(1990年の投資額に比べ、1993年は40%も減少している) 1994年の回復の足を引っ張っている。病院、学校の環境整備に関する財政的支援が過去5年間は増大したため、公共非住宅建設は大幅な伸びを記録した。しかし、1994年にはこの部門は、土木部門と共に減少が予測されている。

イタリア

建設投資額については大幅な減少の予測である。住宅市場に関しては、南イタリアでの公共住宅基金が増額しているにもかかわらず、減少傾向にある。他のヨーロッパ諸国と同様に民間非住宅建設について減少が予測されて

いる。病院への投資が財政的に問題を抱えているため、公共投資についても1993年は減少する。イタリアについては、93～94年にかけて、維持・修繕部門についての投資額が減少するという他には例を見ない国である。

スペイン

建設部門は過去2年間非常に厳しい後退を続けているが、1994年については好転しそうである。予測では、経済再建のための国家による大幅な投資計画により、住宅、土木部門について大幅な伸びが期待できる。工業部門の不確定要素の影響で、民間非住宅建設は12%の減少となるであろう。

その他の諸国

その他の諸国については、オーストリア、ポルトガル、ベルギーが過去4年間で大幅な建設投資伸びが見られた。しかし、ベルギーに関しては1993年にその勢いも終焉した。オランダ、スイス、建設投資額は減少している。

ベルギー

1994年には、商業施設の建設が合理化策、供給過剰の抑制策等により制限され、住宅建設も減少する事により、建設投資額は減少するであろう。公共投資、維持・修繕部門についても他のマイナス部門をカバーするほどの勢いはない。

オーストリア

建設投資はかつてない勢いにあるが、ここ数年に関しては減少傾向にあり、1994年は1～2%の成長率であろう。住宅建設も減少傾向にある。1994年には民間非住宅建設への需要はかなり落ち込むであろう。土木部門はここ数年制限されていたが、経済回復のためのインフラ整備計画の恩恵で回復が見られるだろう。

ポルトガル

成長率は低いものの、建設投資額では伸びが見られる。住宅投資は様々な計画（公共住宅、財政融資住宅）を通して活気づいている。EC基金が国家の投資計画を推進している。1994年は経済全般が好転するので、企業による投資が増加し、民間非住宅建設もわずかながらの増加が期待できる。

オランダ

1992年から建設投資は減少傾向にあり、1994年も減少率は小さいがその傾向が続くであろう。民間非住宅建設が14%の減少をしているのが主な原因である。企業は景気後退にあえでいる状態である。ビルのストックを支援するプロジェクトは途中で打ち切られた。（国家の財政的支援が少ないためである）住宅に対する需要は増え、賃料は上昇し、貸付金利は減少しているにもかかわらず、新設住宅の着工はそれほど増えない。公共住宅の着工は計画したプロジェクトどおりには進んでいないのが実情である。

スイス

建設投資額は過去3年間減少していたが、1994年はやっと上昇が見込めそうである。金利の低下が新設住宅の着工を促進し、修繕についても増加傾向である。公共投資は増加するであろうが、民間非住宅建設については下降する。オフィスビル、商業用ビルは供給過剰であり、オフィスの過剰率は8～10%に達し、テナント、買い主が不在のままである。

スカンジナビア諸国

スカンジナビア諸国では過去数年間にわたり、深刻な建設不況に直面している。その原因是元々、住宅建設の落ち込みに端を発している。減少率は二桁に達した。

デンマーク

建設不況はそれほど深刻ではなく、1994年は不況から脱する予測である。税制改革や財政状況の好転により、新設住宅がその火付け約になるであろう。公共団体は景気促進のための建設設計画を開始するので、公共投資は増加するであろう。文化的事業である「コペンハーゲン1996」はそのような計画を刺激するであろう。

ノルウェー

1994年は建設不況から脱するであろう。金利の低下により、住宅の建設が促進され、建築コストは上昇するであろう。同様に、民間非住宅建設についても拡大が期待できる。

スウェーデン

新設住宅建設は急速に落ち込んでおり、1993年の減少は40%の予測であり、1994年は50%減少の予測である。土木部門を除いては、1994年も建設投資は減少傾向である。

フィンランド

フィンランドは過去4年間にわたり、最悪の様相を呈している。1992、1993年は全ての部門において、二桁台の減少を経験した。1994年も全体の減少傾向は、緩やかであるが継続するであろう。政府の介入により、成長を見込めるのは中古住宅の修繕のみである。

アイルランド

建設投資額は過去最高の率で伸びている。1994年はアイルランド、ノルウェーがユーロコンストラクト加盟国の中で、リーダー格になるであろう。

◎部門別に見た建設投資

グラフ1は1992年のユーロコンストラクト加盟15ヶ国の部門別建設投資額内訳である。西ヨーロッパでの一番のシェアは、維持・修繕部門であり、全体の投資額の約3分の1を占めるに至っている。二番目は、新設住宅部門であり、全体の約4分の1にあたる。三番目は土木部門(22%)、非住宅(17%)と続く。公共事業は一番少なく5%である。

グラフ2は1990年の建設投資の部門別推移である。新設住宅は、いくつかの国で急激に成長してはいるが、ユーロコンストラクト加盟国全体で見れば、緩やかな伸びである。1993年は経済が停滞し、賃金の伸びも鈍化し、失業が増加し新設住宅の減少につながった。スカンジナビア諸国での住宅建設の不況が致命的であった。

1994年に経済全体が成長するには住宅建設の動向による。住宅建設は金利の動向や政府の政策に左右されやすい。西ヨーロッパにとって建設投資が上向くかどうかは、住宅建設が鍵を握っているようだ。

さらにユーロコンストラクト加盟国の中では維持・修繕は増減は非常に緩

やかなものである。この部門は投資額、成長率を考慮すれば、建設投資の安定化に貢献しているのが理解できる。

民間非住宅部門

民間非住宅建設部門はEC内の市場の成長と共に、1980年代の半ばに絶頂期を迎えた後、1991年は急速に落ち込みその翌年はさらに急下降していった。経済全般の停滞は1994年も民間非住宅建設部門の投資を抑制するだろうが、そのペースは緩まるであろう。民間非住宅建設部門の後退の原因是、オフィスビル、商業ビルの地域的な供給過剰にある。企業による投資は、高い金利や銀行の不動産融資規制等により、今後益々困難になるであろう。厳しい合理化方針は益々の失業を招き、その結果非住宅部門の建設の需要は一層冷え込んでしまうであろう。

公共非住宅部門

公共非住宅建設部門は1990年から1992年の間に急速に拡大したが、1991年よりその勢いもトーンダウンしている。1993年は全体額は減少したが、予測によると1994年はさらに減少する模様である。多くの国、特に主要国では、税収の減少、財政の赤字等により新規の建設投資計画を抑制している。その他の国では、反対の現象が起きている。公共投資の増大により、経済の再建に拍車がかかり、景気後退にも歯止めがかかる。

土木部門

土木部門は1992年より減少しているが、1993年はさらに減少が加速した。ほとんどの国では、予算の制限により土木部門への財政が削減されている。さらに、大きなプロジェクト（スペインでのオリンピック、北フランスでのTGV、海峡トンネル）は完成してしまっている。民間による土木部門への投資は景気後退の影響で抑制されている。1994年はユーロコンストラクト加盟国の中では、さらに減少するという予測はない。全体的な景気回復、景気促進のための土木部門への投資があるため、土木部門全体の投資額は増加するであろう。

住宅部門

グラフ3の中では住宅建設の伸びはドイツが著しい伸びを示している。それは、たくさんの住宅促進計画による結果である。ドイツの住宅の35万戸という数字はイギリスの倍の額である。フランス、イギリスでは過去数年にわたり、新設住宅は減少傾向にある。1994年はイタリアを除き、住宅

投資額は増加するという予測である。その他の国では住宅投資に関して過去数年間安定した推移を示している。オランダだけが1991年に急速に減少している。1994年も変化はない模様である。

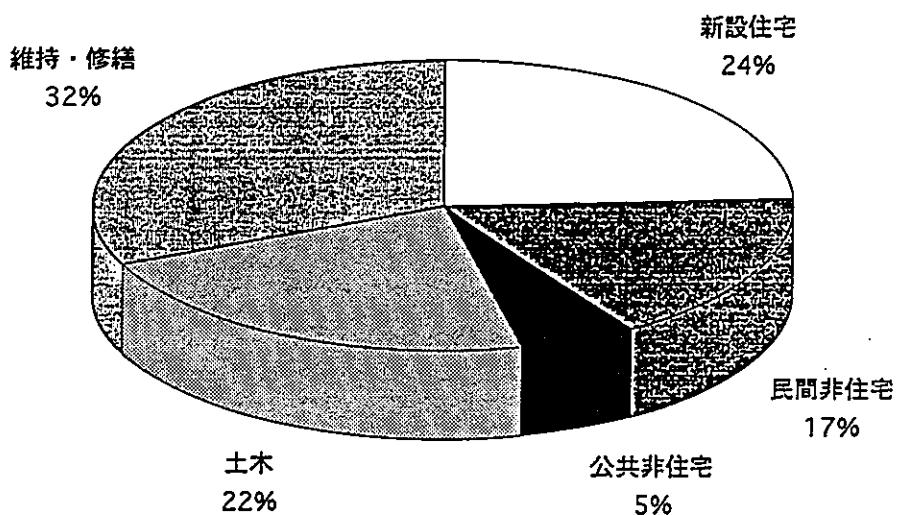
スカンジナビア諸国では新設住宅建設の戸数は急速に落ち込んでいる。1994年も減少しデンマークだけが増加の期待ができる。

ユーロコンストラクト加盟国全体では、過去3年間新設住宅の完成戸数は減少してきた。1994年の予測に関してもわずかな増加に留まっている。

(担当 小嶋)

建設投資の部門別内訳

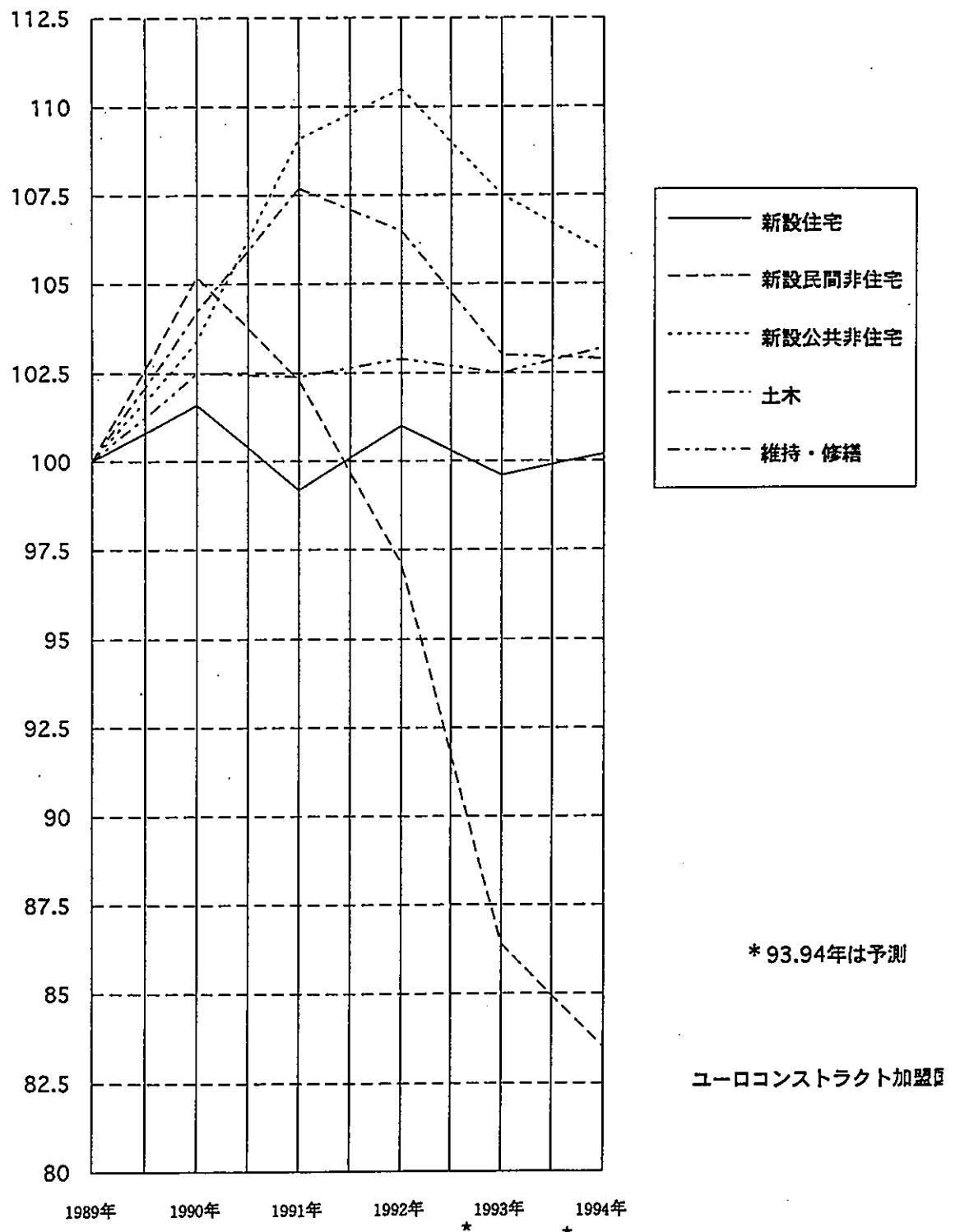
(1992年)



(総額：6830億ECU)

*ユーロコンストラクト加盟国

建設投資の部門別推移 1989=100



年度別部門別

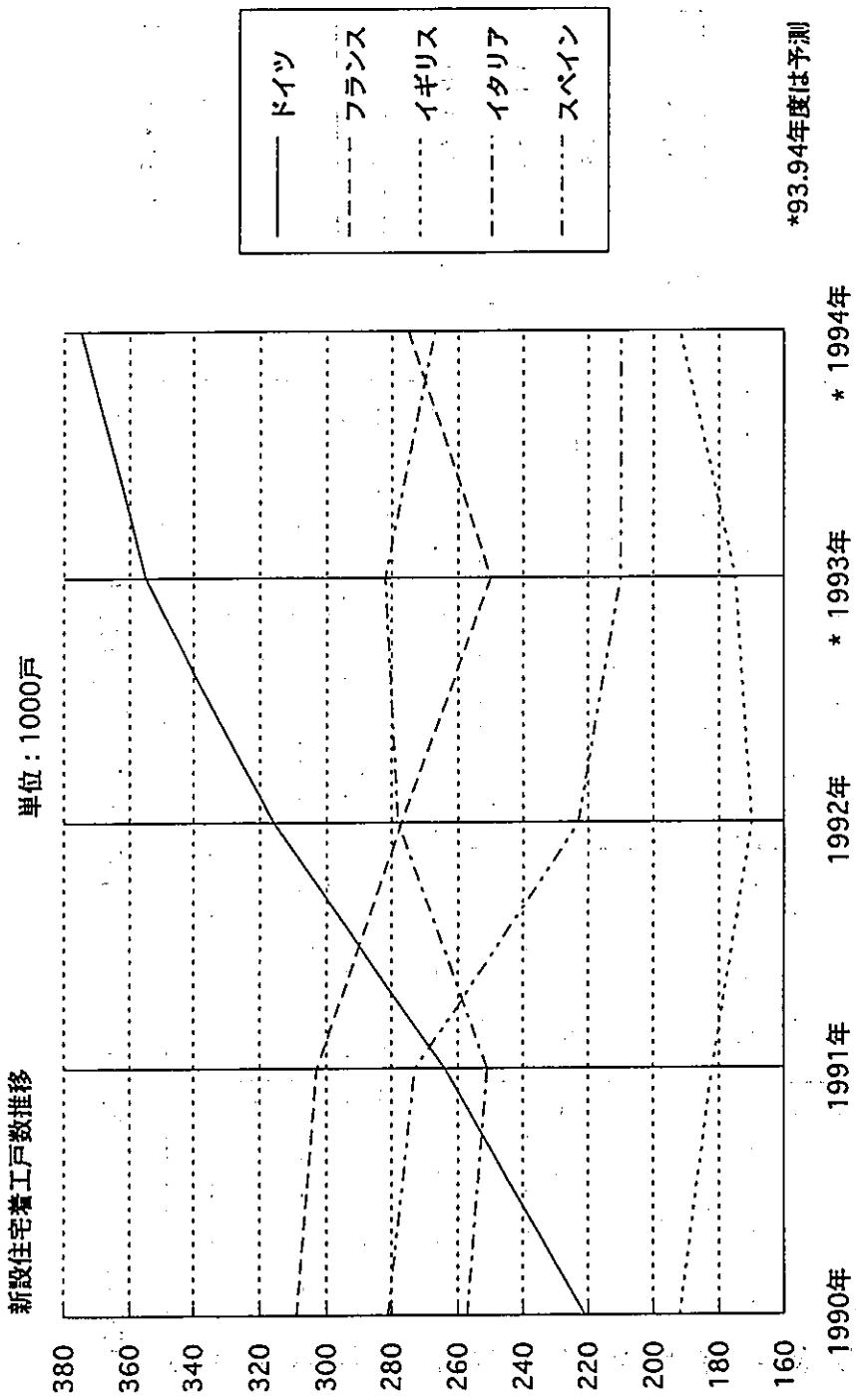
建設投資部門別・年度別推移

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年
新設住宅	155.3	151.5	154.3	152.2	153.1
新設民間非住宅	117.0	113.8	107.9	96.0	92.9
新設公共非住宅	32.4	34.2	34.7	33.7	33.2
土木	136.8	141.4	139.7	135.2	135.1
維持・修繕	200.0	199.7	200.8	199.9	201.4
計	641.5	640.6	637.4	617.0	615.7

単位：10億ECU 1992年価格

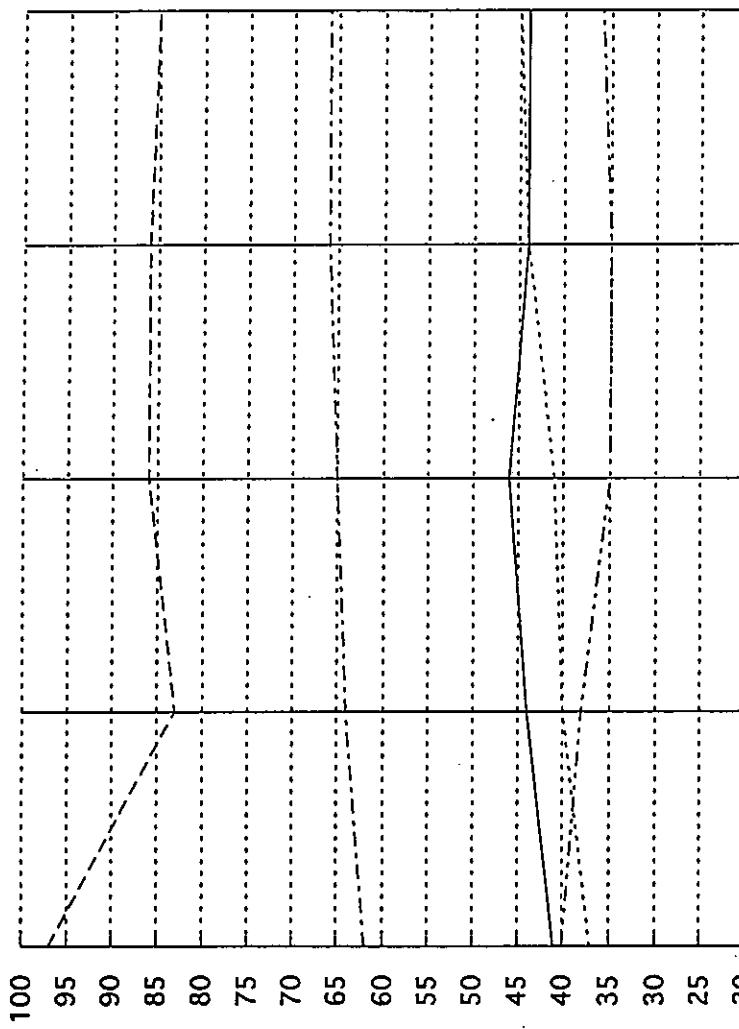
	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年
新設住宅	100	101.6	99.2	101.0	99.6	100.2
新設民間非住宅	100	105.2	102.3	97.1	86.4	83.5
新設公共非住宅	100	103.4	109.1	110.5	107.5	105.9
土木	100	104.2	107.7	106.5	103.0	102.9
維持・修繕	100	102.5	102.4	102.9	102.5	103.2
計	100	103.4	103.3	102.6	99.4	99.1

1989=100



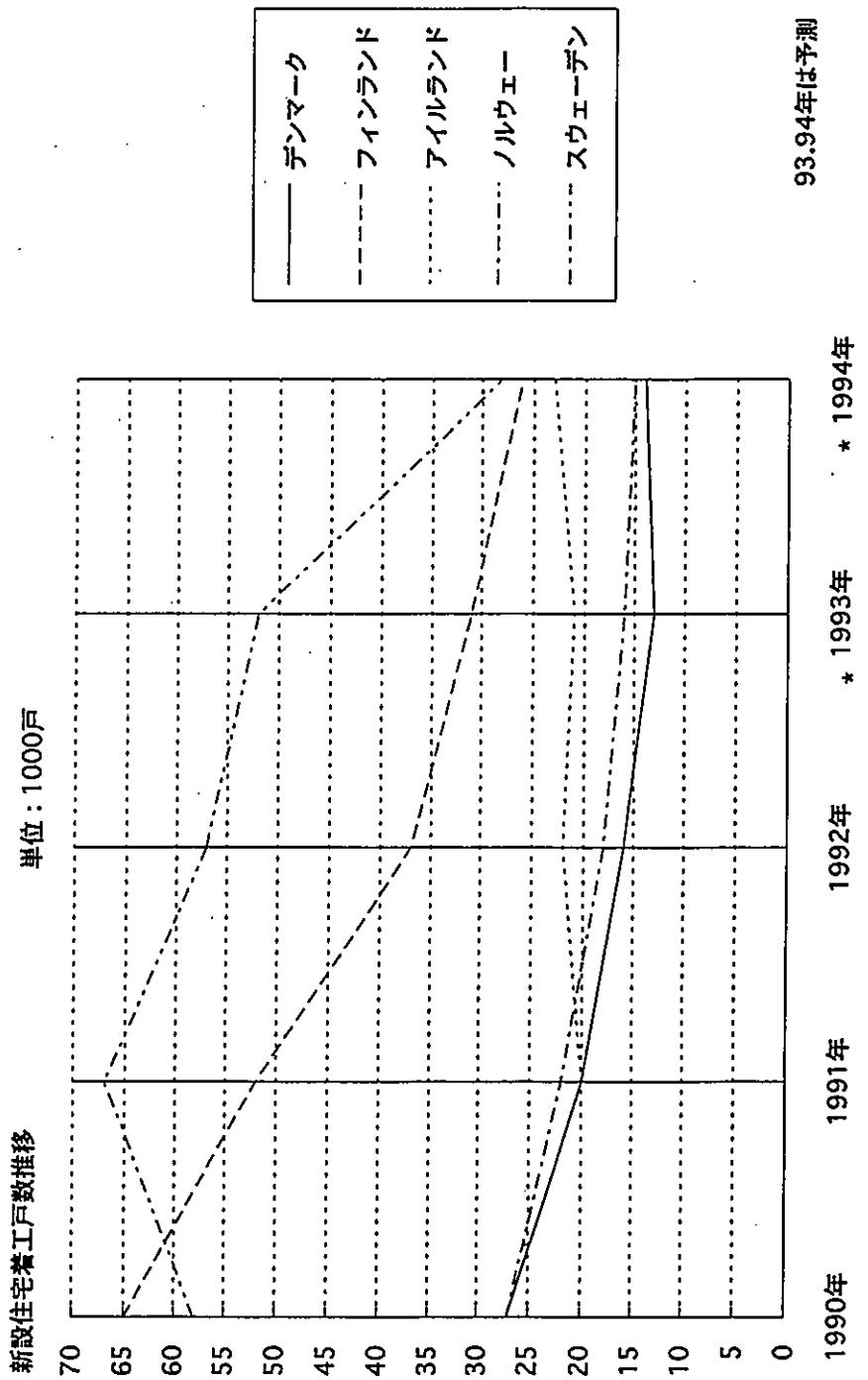
新設住宅着工戸数推移

単位：1000戸



*93.94年は予測

1990年 1991年 1992年 * 1993年 * 1994年



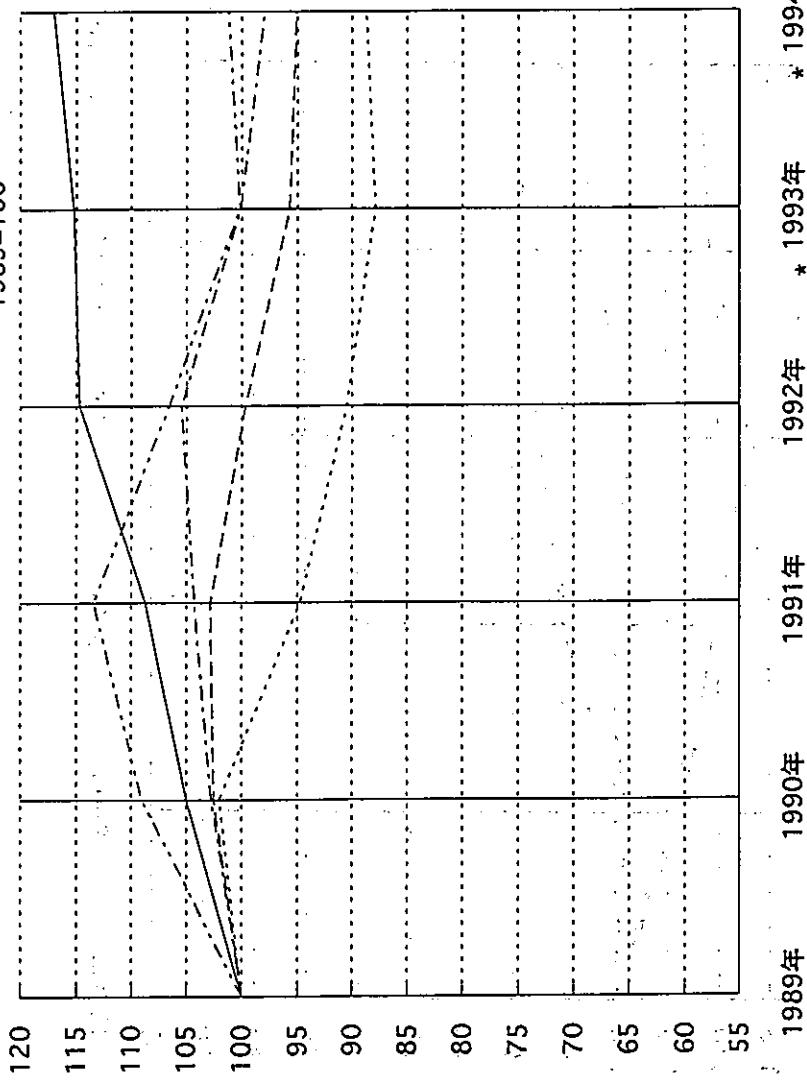
新設住宅着工戸数推移

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年
ベルギー	41	44	46	44	44
デンマーク	27	20	16	13	14
ドイツ	221	264	316	355	375
フィンランド	65	52	37	31	26
フランス	309	303	277	250	275
イギリス	192	182	170	175	192
アイルランド	20	20	22	21	23
イタリア	257	251	278	282	267
オランダ	97	83	86	86	85
ノルウェー	27	22	18	16	15
オーストリア	37	40	41	44	45
ポルトガル	62	64	65	66	66
スウェーデン	58	67	57	52	28
イスラエル	40	38	35	35	36
スペイン	281	273	223	210	210
合計	1,734	1,723	1,687	1,680	1,701

単位：1000戸

建設投資国別・年度別推移

1989=100

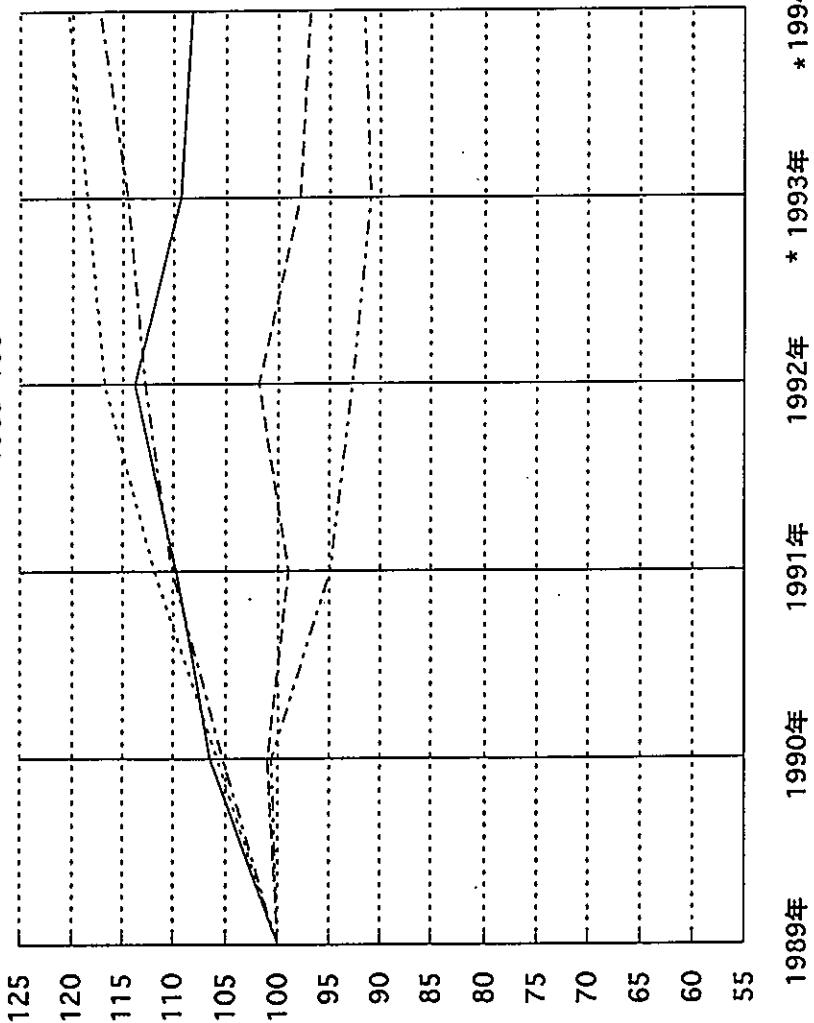


93.94年は予測

1989年 1990年 1991年 1992年 * 1993年 * 1994年

建設投資国別・年度別推移

1989=100

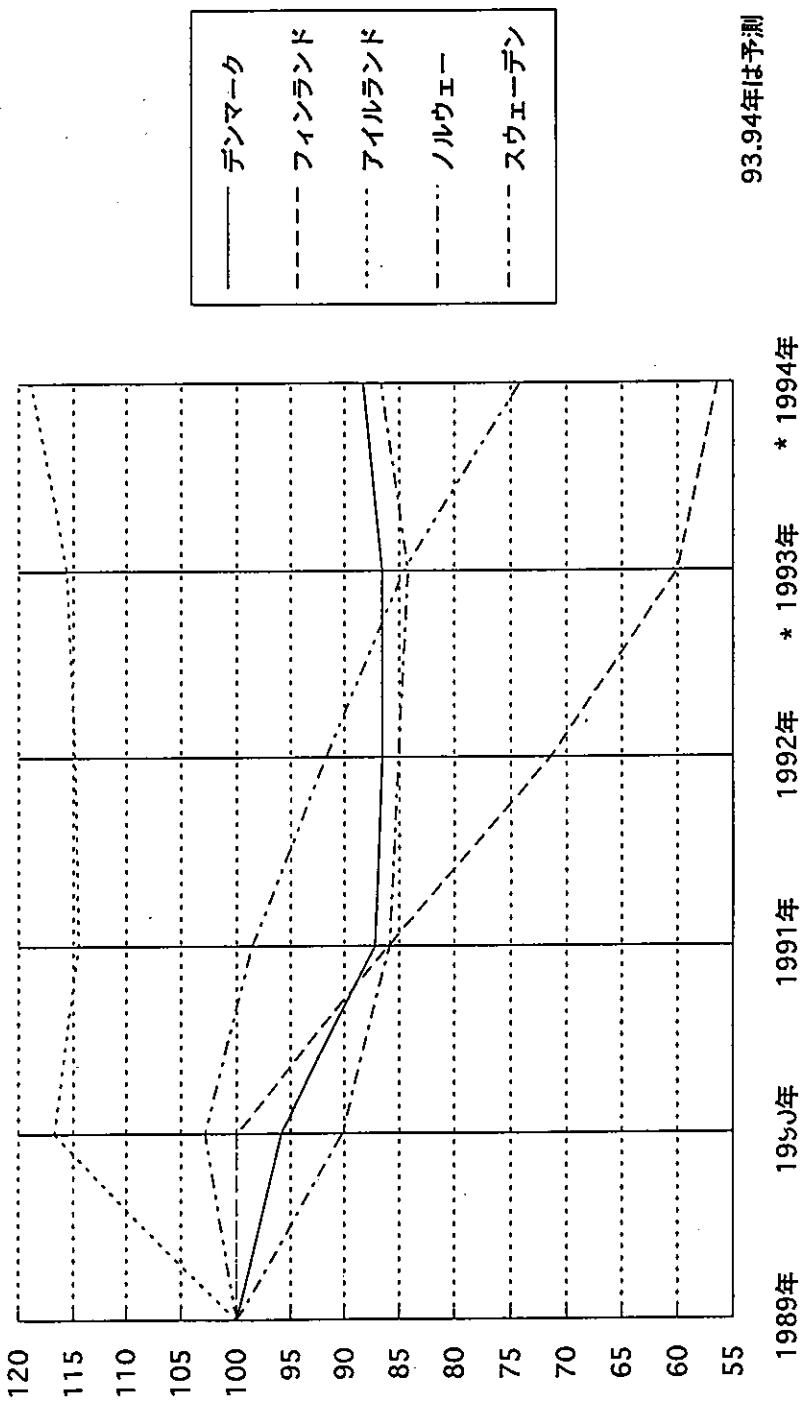


*93.94年は予測

1989年 1990年 1991年 1992年 * 1993年 * 1994年

建設投資国別・年度別推移

1989=100



国別建設投資額

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年
ベルギー	19.6	20.2	20.9	20.1	19.9
デンマーク	13.4	12.2	12.1	12.1	12.4
ドイツ	133.7	138.4	146.0	146.7	148.9
フィンランド	15.1	13.0	10.7	9.0	8.5
フランス	122.5	122.8	119.2	114.4	113.6
イギリス	72.9	67.7	64.7	62.8	63.3
アイルランド	4.6	4.5	4.5	4.5	4.7
イタリア	114.9	116.7	118.0	112.0	109.7
オランダ	26.4	25.9	26.7	25.6	25.3
ノルウェー	10.1	9.6	9.5	9.4	9.7
オーストリア	22.8	24.1	25.2	25.6	25.9
ポルトガル	8.1	8.5	8.7	8.9	9.1
スウェーデン	29.0	27.8	25.8	23.6	20.9
スイス	29.0	27.4	26.8	26.3	26.4
スペイン	65.6	68.2	64.1	60.3	60.9
合計	687.7	687.0	682.9	661.5	659.2

単位：10億ECU 1992年価格

建設投資国別・年度別推移 1989年=100

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年
ベルギー	106.5	109.7	113.8	109.3	108.2
デンマーク	95.9	87.2	86.6	86.0	88.3
ドイツ	105.0	108.7	114.7	115.2	117.0
フィンランド	100.0	86.0	71.4	60.0	56.4
フランス	102.5	102.8	99.7	95.7	95.1
イギリス	102.0	94.8	90.5	87.9	88.7
アイルランド	116.8	114.5	114.8	115.6	118.9
イタリア	102.7	104.3	105.5	100.1	98.0
オランダ	101.0	99.0	101.9	97.9	96.9
ノルウェー	90.2	85.9	85.1	84.2	86.7
オーストリア	105.8	111.8	116.8	118.6	120.4
ポルトガル	105.3	110.1	112.8	114.5	117.3
スウェーデン	102.8	98.6	91.7	84.6	74.2
スイス	100.6	94.9	92.8	91.0	91.6
スペイン	109.0	113.4	106.6	100.2	101.2
合計	103.4	103.3	102.6	99.4	99.1

建設投資額伸率推移

	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年
ベルギー	6.5	3.0	3.75	-4.0	-1.0
デンマーク	-4.0	-9.1	-0.8	0.0	2.0
ドイツ	5.0	3.5	5.5	0.5	1.5
フィンランド	0.0	-14.0	-17.0	-16.0	-6.0
フランス	2.5	0.3	-3.0	-4.0	-0.7
イギリス	2.0	7.1	-4.5	-2.9	0.9
アイルランド	16.8	-2.0	0.2	0.8	2.8
イタリア	2.7	1.6	1.1	-5.1	-2.1
オランダ	1.0	-2.0	3.0	-4.0	-1.0
ノルウェー	-9.8	-4.8	-0.9	-1.1	3.0
オーストリア	5.8	5.7	4.5	1.5	1.5
ポルトガル	5.3	4.5	2.5	1.5	2.5
スウェーデン	2.8	-4.2	-6.8	-8.8	-8.1
スイス	0.6	-5.6	-2.3	-1.9	0.6
スペイン	9.0	4.0	-6.0	-6.0	1.0
合計	3.4	-0.1	-0.6	-3.1	-0.3

単位：10億ECU 1992年価格

部門別国別建設投資額

	新設住宅	新設民間非住宅	新設公共非住宅	土木	維持・修繕
ベルギー	7.8	6.4	1.7	2.6	2.5
デンマーク	1.3	1.4	0.6	3.6	5.3
ドイツ	46.6	29.1	5.6	26.6	38.1
フィンランド	2.4	2.3	0.8	2.6	2.6
フランス	19.8	13.4	4.7	21.2	37.0
イギリス	7.1	13.4	5.6	13.0	25.5
アイルランド	1.4	0.9	0.2	1.0	1.0
イタリア	24.1	14.2	3.1	20.4	40.0
オランダ	5.5	4.2	1.7	5.1	10.3
ノルウェー	1.3	1.6	1.0	3.8	1.8
オーストリア	6.2	5.0	1.5	4.9	7.6
ポルトガル	3.0	1.2	0.8	3.3	0.3
スウェーデン	5.8	3.6	1.8	5.4	9.2
イス	6.6	4.2	2.1	4.9	9.1
スペイン	15.4	6.5	3.4	21.3	10.5
合計	154.3	107.4	34.6	139.7	200.8

単位：10億ECU 1992年価格

II. ニューヨーク事務所から

— 下請ボンドの落とし穴（その2） —

4. 保証会社の財政状態は健全か。

保証会社が財政的に健全でなければ、保証業務はうまくいかないであろう。ほかの業種と同様に保証会社も支払不能に陥る恐れがあるからだ。この理由のために、保証会社を企業調査することは重要なことである。

保証会社が保証業務に必要なライセンスを取っているか否かは、州保険コミッショナー事務所で直に分かることである。連邦財務省は、連邦政府の工事・物品調達に際して保証できる資格を有する登録保証会社リストを公表している。さらに、「ベスト・キー・レーティング・ガイド」(AM BEST 社刊)は、保証会社の財政力をランク付けしている。こうした情報を利用することによって、元請業者は、保証会社の財政状態を知ることができる。同様に、元請業者のボンド取扱代理店も下請ボンドの品質に関しては重要な情報源である。

元請業者は、元請業者の営業所所在地州のライセンスを持っている保証会社で、かつ連邦財政省によって承認されたか、またはベスト社が上位にランク付けした保証会社が発行した下請ボンドを、要求すべきである。したがって、下請業者がボンドを取得できない場合には、元請業者は下請業者に信用があるかないかについて、当然疑ってかかるべきである。

元請業者は、保険コミッショナーの意見を聞き、また保証会社の経営状態良好であることを確認するために、連邦財務省やベスト社が発行している最新のリストを定期的に更新していく必要がある。

5. 適切な下請ボンドが発行されているか。

次のチェックリストは、下請ボンドの評価に役立つもので、下請ボンドが適切に発行されているか確認するために行うものである。

- ①ペイメント・ボンドとパフォーマンス・ボンドの両方を別々に受け取っているか。
- ②主たる債務者（下請業者）と債権者（元請業者）の名前が正しいか。
- ③保証金額は正しいか。

- ④契約の業務について正しく定めてあるか。
- ⑤ボンドの日付：下請契約日と同じ日あるいはその後の日付であるか。
- ⑥主たる債務者と保証会社から権限を付与されたものによって、署名されているか。
- ⑦主たる債務者のシール
- ⑧自己に代わって行為を行う代理権を付与した委任状が、保証会社からボンド取扱代理店に正しく交付されているか。

6. 下請業者がボンドを取得できない場合に、ボンドに代わるほかの保証手段を調査したことがあるか。

①信用状

信用状は、銀行が特定書類の受取書に、支払要求に応じるという取消のできない約束を表示したものである。下請業者がボンドを提出できないときには、この下請業者と親密な取引関係にある銀行から信用状を取ることをボンドの代替手段として認めてもよい。

信用状の一つの利点は、下請業者の債務不履行時に、元請業者が保証会社に下請業者の義務を履行させる必要がないということである。代わりに元請業者は、信用状を出した銀行に対して信用状によって要求されている書類を提出できる。このとき、銀行は、信用状に記載の金額を限度として主張される金額の支払義務が発生する。もちろん、元請業者には、この主張を防衛するための裁判上の権利が認められている。

しかしながら、信用状の大きな危険性は、失効期限があるということである。この失効日付は、信用状が発行されたときに付与されており、銀行と下請業者の同意と追加料金の払込みがなければ更新できない。信用状が更新できない限り、自動的に期限切れとなる。実際問題としては、下請契約金額の満額をカバーする信用状を提出できる下請業者は少ない。この点、ペイメント・ボンドとパフォーマンス・ボンドにより、下請契約金額の満額まで保証されているからである。

②共同保証

下請業者が大きな法人組織体の一部であるとか、資金力のある親会社を持っているときには、親会社の共同保証は、ボンドに代わる保証手段として有効である。大きな法人組織の一部である下請業者と、ボンドを取らないで下請契約を結ぶときでさえ、共同保証だけは最小限の保証手段として

取っておくべきである。しかしながら、下請業者の経営が危ういときには、その親会社の経営も危機に直面していると思われる所以、この共同保証は、あくまでもボンドや信用状の代替手段にすぎないことに注意すべきである。

③個人保証

個人保証は、元請業者を下請業者の債務不履行による損害から守る手段としては、もっとも危険な保証手段といえる。不幸にも保証弁済のために、自発的に個人資産を提供するものは少ないとから、訴訟によって、個人保証人からの回収が行われるのが常である。そうした意味では、担保を取らないよりもまだましだといえる。

もし個人保証を使う場合には、元請業者は保護規定 (safeguards) を使うべきである。例えば、個人保証を履行すべき人が結婚したときには、その配偶者は同意書を提出しなければならないと規定することが考えられる。もしその保証がパートナー・シップによるものであるときには、それぞれのパートナーとその配偶者からも個人保証を徴求すべきである。また、個人保証を取るときには、保証人の最近の財務諸表をもらっておくべきである。

7. 下請業者の債務不履行時に、保証会社に対して保証契約と下請契約に基づく通知を出しているか。

下請契約書とボンド契約書の内容をチェックしなさい。通知条件に従っているか、そして適当な治癒期間を設けていたかを確認しなさい。

8. ボンドには出訴期限があるか。

ボンドは保証会社に対する訴訟提起期間を制限している。例えば、たいていのパフォーマンス・ボンドは、「この保証契約下での訴訟は、下請契約に基づく最終支払期限の日から 2 年以内に提起しなければならない」と規定している。この制限条項がない場合でも、ボンドのコストは増えないかも知れない。しかしながら、このような条項があれば、ボンドの失効期限後に発生するかも知れない瑕疵担保責任を回避できる。下請契約に仲裁条項がある場合には、元請業者はボンドによって決められた訴訟提起期間を、特に注意しておくべきである。

9. ペイメント・ボンド条項に規定された労務・資材の提供者であると認められているか。

ボンド、特にペイメント・ボンドはボンドに基づいて訴訟を提起できるものを規定している。ペイメント・ボンドには、下請業者の工事に関して労務・資材を提供したものなら誰でもが直接保証会社を訴えることができるとの規定を設けるべきである。正しく定められたペイメント・ボンド・フォームを使うことによって、元請業者はペイメント・ボンド下でパフォーマンス・ボンド・クレームと考えられる権利を主張できる。

ボンドが、下請契約に規定する工事に労務・資材を供給したすべてのものに対して下請業者の支払を保証しており、本事例と同様に、パフォーマンス・ボンドに定められた違約金が先に使い尽くされている場合には、元請業者には、ペイメント・ボンドから完成に要した費用のうち超過した費用の補填を受ける権利が与えられている。すなわち、元請業者が労務・資材を供給したものに該当する場合には、元請業者は工事完成に要した費用のうち超過した費用について、ペイメント・ボンドとパフォーマンス・ボンドの両方からの補填を受ける権利を取得する。

10. 保証会社が支払不能の財政状態に陥った場合には、ボンドの請求権者を守る基金はあるか。

州の保険コミッショナーに相談するか、もしそれができないときには、その工事を行っている州の保険コミッショナーに相談すること。

さらに、基金の資金量と請求手続とを調査すること。同様に、保証会社所在地において、清算手続中に債権（請求権）届出をしておくこと。

11. 保証会社が清算手続中である場合、債権の証拠となる資料を適切に提出できるのか。

保証会社は、連邦破産法の適用を除外されていることから、保証会社の清算手続は州法によって規制されている。元請業者はボンドの請求権者として債権届出に関する通知を受け取る。州法は、配当優先といった指針を設けているので、あなたは全ての手続規定に従って権利行使しているか債権の証拠となる必要な資料を提出しているか確認する必要がある。

元請業者は、下請契約に関するリスクを最小限に食い止めるために、できればボンドを取るか、必要ならば、ほかの保証を求めるなどの手続を講じる

ことが必要である。効率的リスク管理と下請ボンドの完全履行は、リスクを小さくするための良策であるといえる。

(担当 久保田)